

令和4年度

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会

総会資料

1 開 会

- (1) 会長挨拶
- (2) 相談役挨拶
- (3) 議会の公開について

2 議 事

- (1) 議案第1号 役員を選出について
- (2) 議案第2号 令和3年度事業報告について
- (3) 議案第3号 令和3年度収入支出決算について
令和3年度監査報告について
- (4) 議案第4号 令和4年度事業計画（案）について
- (5) 議案第5号 令和4年度収入支出予算（案）について

3 閉会

- (1) 副会長挨拶

令和4年度 上尾市鉄道輸送力増強推進協議会委員名簿

団体名	氏名	所属・役職
国会議員	大島 敦	衆議院議員（埼玉6区）
	中根 一幸	衆議院議員（埼玉6区）
埼玉県議会議員	石渡 豊	埼玉県議会議員（上尾市）
	秋山 もえ	埼玉県議会議員（上尾市）
	町田 皇介	埼玉県議会議員（上尾市）
上尾市	畠山 稔	上尾市長
上尾市議会	渡辺 綱一	上尾市議会議長
	前島 るり	上尾市議会副議長
	井上 智則	上尾市議会議員
	樋口 敦	上尾市議会議員
	田中 一崇	上尾市議会議員
上尾商工会議所	大木 保司	上尾商工会議所 常議員
	三井田 晴宏	上尾商工会議所 専務理事
上尾市自治会連合会	秋山 宏	上尾市自治会連合会 副会長
	黒須 明	上尾市自治会連合会 理事
上尾市コミュニティ推進会議	伊藤 昌人	上尾市コミュニティ推進会議 会長
	小林 政男	上尾市コミュニティ推進会議 副会長
上尾駅前送迎バス等対策協議会	野瀬 将正	上尾駅前送迎バス等対策協議会 会長
識見を有する者	井上 繁	-
	赤熊 玉蓉	-
	本多 紀恵子	-
市職員	西嶋 秋人	上尾市市民生活部長
	長島 徹	上尾市行政経営部長
	小林 克哉	上尾市都市整備部長
	仲間 賢一	上尾市会計管理者

議案第 1 号

役員を選出について

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会規約(抜粋)

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2人

2 会長は、市長とする。

3 副会長及び理事は、総会において、互選により選出する。

4 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

令和4年度上尾市鉄道輸送力増強推進協議会役員（案）

団体名	氏名	役職
上尾市	畠山 稔	会長
上尾市議会	渡辺 綱一	副会長
上尾市議会	前島 るり	理事
上尾商工会議所	大木 保司	理事
上尾市自治会連合会	秋山 宏	理事
上尾市コミュニティ推進会議	伊藤 昌人	理事
上尾駅前送迎バス等対策協議会	野瀬 将正	理事
識見を有する者	井上 繁	理事
識見を有する者	赤熊 玉蓉	理事
識見を有する者	本多 紀恵子	理事
市職員	西嶋 秋人	理事
市職員	長島 徹	理事
上尾商工会議所	三井田 晴宏	監事
市職員	仲間 賢一	監事

議案第2号

令和3年度事業報告について

1. 会議の開催について

- 理事会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 総会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面にて開催

2. 要望活動等について

- 要望活動 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、JR東日本高崎支社に対する要望書を、郵送にて提出。

3. 研修について

- 研修会 実施せず

令和4年5月11日提出

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会

会長 上尾市長 畠山稔

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会要望活動録

1 要望日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年2月4日に郵送にて要望書を提出した。

令和4年3月30日に、事務局にて東日本旅客鉄道株式会社高崎支社を訪問し、回答を聞き取りした。

2 要望書に対する回答要旨

1 特に緊急を要する課題として検討いただきたい事項

①高崎線の通勤・通学時間帯の増発

②高崎線の湘南新宿ラインの増発

③高崎線の上野東京ラインの増発

【①、②、③一括回答】

高崎線の輸送改善については、ダイヤ改正の都度、15両化の拡大やスピードアップ化を進めてきた。平成29年10月につきましては、上野東京ライン2往復15両化を拡大し混雑緩和に努めてきた。

現在、弊社で使用する車両を最大限使用していること、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響より、お客様のご利用が減少していることから増発は難しい。

④踏切の安全対策

【回答】

踏切道は道路であり、鉄道事業者である弊社は踏切道の維持管理を行うことはできるが、単独で踏切道の拡幅や歩道を設置することはできない。例えば、歩道を設置する場合などは、平成13年10月1日付、国より通達された踏切道の拡幅に係る指針に基づいて、踏切道前後の道路に歩道が設置されていることが条件と示されており、道路管理者である上尾市様のご協力が必要不可欠な状況となる。また、抜本的な対策となる立体交差化についても、弊社としては道路管理者からの協議に積極的に協力して立体交差化を推進して平面交差を解消してまいりたいと考えているので、是非、立体交差化の計画も検討をお願いしたい。

引き続き、安全対策、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど踏切事故防止に向けた取り組みを推進させていくので、今後ともご協力を願いたい。

⑤ホームドアの早期整備計画の策定及び設置**【回答】**

ホームドアの整備については、首都圏の乗降客数の多い駅から順次整備を進めている。現在、高崎支社管内の整備計画はない。

⑥非常時の輸送対策**【回答】**

平成27年3月のダイヤ改正において、上野東京ラインや湘南新宿ラインなどの直通運転サービスによって、お客様からご好評いただいている。しかしながら、運転距離が非常に長くなったことにより、運転区間の一部に輸送障害が発生すると、その影響が他線区まで広範囲に及んでしまう。そのため、輸送障害の早期復旧体制の構築や主要駅での折り返し運転等、お客様への影響を最小限にする取り組みを行っている。なお、高崎線に大きな輸送障害が発生した場合には、宇都宮線や川越線といった他線区への相互乗車を認めるルール改正を行った。

⑦新型コロナウイルス感染症対策の促進**【回答】**

感染症対策については、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドライン」に基づいて実施している。公共交通事業者として、国民生活や経済生活を支えるために必要な役割を果たしていきたいと考えている。

具体的な対策については、ホームページにて動画等で紹介しているのでご確認いただきたい。

⑧自殺防止対策の強化**【回答】**

自殺対策強化月間に合わせて、民間団体と協力し、啓発活動を行う他、駅構内の巡回を強化する等、自殺防止対策に努めていきたい。

⑨線路脇の防護柵設置**【回答】**

防護柵等の設置により傷害事故防止が期待できることから、周辺環境等を考慮し、優先順位をつけて道路管理者と協議をしながら設置を進めている。防護柵未設置の危険箇所については、注意喚起の看板設置等の対策も併せて行っている。

2 市民の利便性向上のために検討していただきたい事項

①高崎線の上野東京ラインの運行本数確保

【回答】

現在、弊社で使用する車両を最大限使用していること、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響より、お客様のご利用が減少していることから増発は難しい。

また、利便性向上というところでは、2021年3月のダイヤ改正で、通勤時間帯に運行している通勤快速を快速アーバンとして、上尾駅に停車するようになっている。

②各駅及び車内での乗換案内の充実

【回答】

車内放送で案内をしている他、スマートフォンアプリにてリアルタイムで状況を確認できる環境を整備している。また、お問い合わせいただければ、駅の社員がご案内させていただいている。

③埼京線または京浜東北線の北上尾駅以北への延伸

【回答】

高崎線と埼京線及び京浜東北線では、列車を制御している装置システムのタイプが異なっているため、いずれかを乗り入れさせるためには、車両ないし駅構内の大規模な改良が必要となり、簡単にはいかない。

また、高崎線全体の乗降人員は今後増えていくとは想定されず、現在埼京線、京浜東北線を延伸する計画はない。

④定時安全運行の確保

【回答】

ハード面では、定時安全運行を確保するため、日ごろから設備の定期的な検査やその結果に応じた修繕を実施し、設備を良好な状態に保つよう取り組んでいる。

ソフト面では、早期に運転を再開できるよう人身事故対応訓練やお客様救済訓練を実施して、社員の対応力を高める取り組みや、運転に支障のない区間で折り返し運転などお客様への影響を拡大させない取り組みを実施している。

⑤公共交通全体の利用が促進されるよう、ダイヤ改正時等における早期のバス事業者への情報提供など事業者との連携強化

【回答】

弊社としても、駅を拠点とした公共交通の利便性の向上は重要視している。ダイヤ改正の運行時刻は、調整事項が多く、時間がかかる場合もあるが、可能な限り早期に情報提供できるように努力してまいりたいと考えている。

なお、情報提供に関しては以前から埼玉県バス協会に相談している。

⑥駅周辺等への自転車等駐車場用地の提供等、放置自転車対策の推進

【回答】

用地のご提供については、基本的に有償での貸付をさせていただいている。しかしながら、放置自転車については、弊社にとっても自治体と協力して取り組むべき課題と認識しているので、具体的な計画があればご相談いただきたい。

3 利用しやすい駅とするために改善していただきたい事項

①プラットホームの安全対策

【回答】

ホームの安全対策について、ハード的な面でホームからの転落防止対策として、内方線付き JIS 規格点状ブロック整備を上尾駅及び北上尾駅に上尾市のご協力をいただいて整備した。

また、上尾駅には CP ラインを整備し、視覚的・心理的にホーム端部の危険性に対して注意喚起を行っている。加えて、上尾駅では、列車発射時におけるお客様のドア挟まりや引きずりを防止するため、車掌が列車発射時に確認するモニターの高解像度 ITV 化を実施している。

ソフト面では、お客様に安全かつ安心して駅施設をご利用いただくために、お身体の不自由なお客様や高齢のお客様など配慮の必要なお客様を含むお困りになっているすべてのお客様に対して、社員がお声掛けをする「声掛けサポート運動」や「プラットホーム事故0運動」を実施し、ホーム上の安全確保に努めている。

②屋根の改修、照明の改善

【回答】

ホーム上に雨水の降りこみを軽減させるためには、ホーム上の上屋（屋根）を張り出させる必要があるが、ホーム上の構造物は、安全に列車を運行させるために建築限界などの制限があり、現状の上屋の維持管理を含めた上では、限界の位置で作られていることから、張り出させることは困難な状況である。

また、ホーム上の照明については、照度の基準を満たすように整備されているのでご理解いただきたい。

③北上尾駅みどりの窓口の再開

【回答】

北上尾駅のみどりの窓口については、平成26年12月に窓口の営業を終了しており、再開の予定はない。なお、指定席券売機を設置しており、みどりの窓口で購入されていた多くの切符について、引き続きお買い求めいただくことが可能。

また、新たなライフスタイルへの対応として、券売機で切符をお買い求めいただくことなく、パソコンやスマートフォンなどで、新幹線の指定席・自由席を予約・購入し、チケットレス・キャッシュレスで乗車いただけるサービスも実施している。

④北上尾駅の早朝時間帯における「駅無人化・インターホン対応」の改善等利用者サービスの向上

【回答】

北上尾駅では、初電から6時30分まで、オペレーションセンターからインターホンを介して係員がご案内している。また、車いすや目の不自由なお客様がご利用になる場合については、ご利用日の前日23時までに、ご利用になる駅又はJR東日本お問合せセンターにご連絡いただくことで、係員が対応します。

要 望 書

貴社におかれましては、日々、鉄道の安全運行とともに、健全経営の確立に努められていることに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、上尾市民の通勤・通学時の輸送力増強や駅舎の整備にあたり格別なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、安全・快適な住環境の整備と都市機能の充実に取り組む一方、緑地保全等による自然環境の維持・創出にも努め、活力ある住宅都市として発展しているところでございます。

このような環境のもと、鉄道を利用した東京方面への通勤・通学者が非常に多く、令和2年度における一日平均乗降客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、上尾駅・北上尾駅合わせて約8万8千人、隣接する東大宮駅では約4万9千人という状況であります。

昨年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症が社会全体に大きな影響を与えておりますが、本市におけるワクチン2回目接種率は87%を超え、現在、順次3回目の接種を実施し、市民の感染防止に取り組んでいるところでございます。

このような状況の中、JR各駅を利用する上尾市民からは、鉄道輸送に対して大きな期待が寄せられているところであり、貴社におかれましても更なる輸送機能の向上を図られているものと考えております。

なお、事故・故障等による運転支障は、多くの利用者や周辺の交通機関へ多大な影響を及ぼすことから、未然回避策を講じ定時安全運行を確保するとともに、非常時の輸送手段についても万全の対策を講じられますようお願いいたします。

かねてより望まれていることではありますが、旅客の転落事故等の有効な解決策として、是非とも全ての駅へのホームドアの早期整備計画の策定及び設置を実現していただきますよう強く要望いたします。

引き続き未解決の課題をご検討の上、本市交通の基幹である鉄道輸送力の増強及び鉄道利用者の利便性向上等について、次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 特に緊急を要する課題として検討いただきたい事項

- ① 高崎線・宇都宮線の通勤・通学時間帯の増発
- ② 高崎線・宇都宮線の湘南新宿ラインの増発
- ③ 高崎線・宇都宮線の上野東京ラインの増発
- ④ 踏切の安全対策
- ⑤ ホームドアの早期整備計画の策定及び設置
- ⑥ 非常時の輸送対策
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策の促進
- ⑧ 自殺防止対策の強化
- ⑨ 線路脇の防護柵設置

2 市民の利便性向上のために検討していただきたい事項

- ① 高崎線・宇都宮線の上野東京ラインの運行本数確保
- ② 各駅及び車内での乗り換え案内の充実
- ③ 埼京線または京浜東北線の北上尾駅以北への延伸
- ④ 定時安全運行の確保
- ⑤ 公共交通全体の利用が促進されるよう、ダイヤ改正時等における早期のバス事業者への情報提供など事業者との連携強化
- ⑥ 駅周辺等への自転車等駐車場用地の提供等、放置自転車対策の推進

3 利用しやすい駅とするために改善していただきたい事項

- ① プラットホームの安全対策
- ② 屋根の改修、照明の改善
- ③ 北上尾駅みどりの窓口の再開
- ④ 北上尾駅の早朝時間帯における「駅無人化・インターホン対応」の改善等利用者サービスの向上

令和4年2月4日

東日本旅客鉄道株式会社	本 社	深澤 祐二	様
	高崎支社	南沢 千春	様
	大宮支社	大西 精治	様

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会
会長 上尾市長 畠 山 稔

議案第3号

令和3年度収入支出決算について

収入

単位 円

項目	予算現額	収入済額	比較増減	説明
1 補助金	27,000	27,000	0	市補助金
2 繰越金	4,247	4,247	0	前年度からの繰越金
3 雑収入	0	0	0	預金利子
合計	31,247	31,247	0	

支出

単位 円

項目	予算現額			支出済額	不用額	説明
	当初予算額	流用増減	計			
1 総会費	5,000	△ 3,000	2,000	1,816	184	返信はがき代
2 会議費	1,000	△ 1,000	0	0	0	
3 事業費	19,000	△ 5,000	14,000	13,314	686	要望活動旅費ほか
4 研修費	2,000	△ 2,000	0	0	0	
5 事務費	4,247	0	4,247	3,889	358	事務用品代
6 精算金	0	11,000	11,000	11,000	0	補助金精算金
合計	31,247	0	31,247	30,019	1,228	

収入決算額 31,247 円

支出決算額 30,019 円

差引残高 1,228 円（翌年度繰越）

令和4年5月11日提出

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会
会長 上尾市長 畠山 稔

監 査 報 告 書

令和3年度上尾市鉄道輸送力増強推進協議会収入支出決算について、関係書類を審査したところ、計数的に正確であり、内容も適正であることを認めます。

令和4年5月11日

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会

会長 上尾市長 畠山 稔 様

監 事 三井田 晴 宏



監 事 仲 間 賢 一



議案第4号

令和4年度事業計画（案）について

1. 会議の開催について

理事会 令和4年5月11日 開催

総 会 令和4年5月11日 開催

2. 要望活動等について

要望活動

・東日本旅客鉄道株式会社に対する要望活動（資料①のとおり）

令和4年5月11日提出

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会

会長 上尾市長 畠 山 稔

1 特に緊急を要する課題として検討していただきたい事項

- ① 高崎線・宇都宮線の通勤・通学時間帯の増発
- ② 高崎線・宇都宮線の湘南新宿ラインの増発
- ③ 高崎線・宇都宮線の上野東京ラインの増発
- ④ 踏切の事故防止対策
- ⑤ ホームドアの早期整備計画の策定及び設置
- ⑥ 非常時の輸送対策
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策の促進
- ⑧ 自殺防止対策の強化
- ⑨ 線路脇の防護柵設置

2 市民の利便性向上のために検討していただきたい事項

- ① 高崎線・宇都宮線の上野東京ラインの運行本数確保
- ② 各駅及び車内での乗り換え案内の充実
- ③ 埼京線または京浜東北線の北上尾駅以北への延伸
- ④ 定時安全運行の確保
- ⑤ 公共交通全体の利用が促進されるよう、ダイヤ改正時等における早期のバス事業者への情報提供など事業者との連携強化
- ⑥ 駅周辺等への自転車等駐車場用地の提供等、放置自転車対策の推進

3 利用しやすい駅とするために改善していただきたい事項

- ① プラットホームの安全対策
- ② 屋根の改修、照明の改善
- ③ 北上尾駅みどりの窓口の再開
- ④ 北上尾駅の早朝時間帯における「駅無人化・インターホン対応」の改善等利用者サービスの向上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東日本旅客鉄道株式会社	本 社	〇〇	〇〇	様
	高崎支社	〇〇	〇〇	様
	大宮支社	〇〇	〇〇	様

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会
会長 上尾市長 畠 山 稔

議案第5号

令和4年度 収入支出予算（案）について

収入

単位 円

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	説 明
1 補助金	30,000	27,000	3,000	市補助金
2 繰越金	1,228	4,247	△ 3,019	前年度からの繰越金
3 雑収入	0	0	0	
合 計	31,228	31,247	△ 19	

支出

単位 円

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	説 明
1 総会費	5,000	5,000	0	総会開催費用
2 会議費	1,000	1,000	0	会議開催費用
3 事業費	19,000	19,000	0	要望活動等
4 研修費	0	2,000	△ 2,000	研修会等
5 事務費	6,228	4,247	1,981	通信、事務用品等
6 精算金	0	0	0	
合 計	31,228	31,247	△ 19	

令和4年5月11日提出

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会

会長 上尾市長 畠 山 稔

上尾市鉄道輸送力増強推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、上尾市鉄道輸送力増強推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上尾市の鉄道輸送力の増強に伴う諸問題の解決に向け、関係機関との調整を行うとともに、鉄道利用者の利便性及び快適性の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 関係機関に対する要望活動に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる団体から推薦された者並びに識見を有する者、市議会の議員、市長及び市の職員30人以内をもって構成する。

- (1) 上尾商工会議所
- (2) 自治会連合会
- (3) コミュニティ推進会議
- (4) 上尾駅前送迎バス等対策協議会

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2人

2 会長は、市長とする。

3 副会長及び理事は、総会において、互選により選出する。

4 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会長の委任する事項に関し会務を処理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(相談役)

第9条 協議会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役任期は、会長の任期による。
- 4 相談役は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(会議の種類)

第10条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約の変更に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成のための重要事項。

(理事会)

第13条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の審議事項)

第14条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会長において必要と認めた重要な会務
(意見聴取等)

第15条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、実情を調査し又は意見を聴くことができる。

(経費)

第16条 協議会の運営に関する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年度の3月31日までとする。

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、上尾市本町三丁目1番1号（上尾市市民生活部交通防犯課内）に置く。

2 事務局に書記若干名を置き、会長の命を受け、協議会の連絡調整及び諸事務に従事する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成12年5月24日議決）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則（平成13年6月1日議決）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則（平成26年6月2日議決）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則（令和3年7月29日議決）

この規約は、議決の日から施行する。